

学校教育環境等のあり方の基本方針



平成30年6月

宮城県村田町

1. 検討の背景と経過について

少子化の進展がこれからも見込まれることから、全国的に学校の小規模化に伴う教育上の課題が懸念されている。平成27年に文部科学省は「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を作成し、各市町村にそれぞれの地域の実情に応じた学校のあり方について検討することを求めた。

本町においては、これまで平成22年4月に幼稚園の統廃合（5園→2園）、平成23年4月に小学校の統廃合（5校→2校）を行っている。しかし、本町における少子化の進展（別紙資料1、別紙資料2）が今後も予想されることから、平成27年11月に村田町学校教育環境検討委員会を設置し、本町の学校教育の現状や課題を把握しながら、本町における望ましい学校教育環境のあり方の検討を始めた。村田町学校教育環境検討委員会からの提言を受け、引き続き村田町教育委員会において協議を行った。

平成28年12月に村田町教育委員会から町長に対して「村田町学校教育環境のあり方について」の提言があった。（別紙資料3）

この事案が町政の重要方針並びに重要施策であることに鑑み、町長部局として財政的視点や公共施設等総合管理計画などの指標を加味し、それらの課題をより明確にするため、副町長を座長とし関係部署の職員で構成するワーキング会議において、それらの整理を行った。それを経営会議にフィードバックする手法により、将来にわたる村田町の学校教育環境のあり方のより現実的な審議を進めた。

また、学校教育環境のあり方の検討と併せて、幼稚園や保育所等の就学前児童の教育福祉施設のあり方についての検討も行った。

平成30年5月に村田町総合教育会議（教育委員会と町長が協議等を行う会議）を開催し、本町における今後の学校教育環境等のあり方についての協議を行い、そして「学校教育環境等のあり方の基本方針」を策定した。

2. 課題の整理について

学校教育環境のあり方並びに就学前児童の教育福祉施設のあり方については、次のように課題の整理を行った。

（1）学校教育環境のあり方について

① 小学校

- ・児童数の推移により、近い将来、複式学級にならないか。
- ・築47年（平成29年4月1日現在）が経過し、村田二小の施設の老朽化が懸念される。

- ・公共施設の集約化の流れにあって、村田二小建替えは財政的に困難である。
- ・沼辺地区は、幼稚園から中学校までクラス替えがなく、人間形成の上で妨げにならないか。

② 中学校

- ・沼辺地区は、幼稚園から中学校までクラス替えがなく、人間形成の上で妨げにならないか。そして、人間性の観点からみた中学校教育のあり方をどう考えるか。
- ・村田二中は、クラス替えができない規模であることから、「文部科学省の手引」を踏まえ、学校統合を検討する必要がある。
- ・今後の生徒数の推移を見ると、村田一中において生徒数が大きく減少している。
- ・統合するとなれば、村田二中の学校施設の有効活用を模索する必要がある。

(2) 就学前児童の教育福祉施設のあり方について

① 幼稚園

- ・幼稚園の入園児数は、減少している。とりわけ、沼辺幼稚園の入園児数の減少が著しい。(表1参照)
- ・延長保育の対応が求められている。

幼稚園園児数の推移 (表1)

(平成30年5月1日現在)

	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	村田	沼辺	計	村田	沼辺	計	村田	沼辺	計
3歳児	34	18	52	28	13	41	42	16	58
4歳児	44	20	64	40	21	61	30	13	43
5歳児	59	24	83	45	20	65	41	22	63
計	137	62	199	113	54	167	113	51	164
	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	村田	沼辺	計	村田	沼辺	計	村田	沼辺	計
3歳児	36	11	47	35	10	45	31	18	49
4歳児	49	18	67	43	12	55	40	12	52
5歳児	31	13	44	51	18	69	42	14	56
計	116	42	158	129	40	169	113	44	157

- ② 保育所
 - ・待機児童問題の解消を早急に図る必要がある。
 - ・老朽化や狭隘になっている保育所施設を建替える必要があるが、財政的観点から建替えは困難である。
 - ・預かり保育の対応が求められている。
- ③ 児童館
 - ・他施設に間借りをしている児童館のあり方・整備が急がれる。
- ④ 子育て支援センター
 - ・多様化する住民ニーズに対応するため、子育て支援センターと他施設等との併設も検討する必要がある。

3. 今後の基本方針について

学校教育環境のあり方並びに就学前児童の教育福祉施設のあり方についての今後の基本方針は、次のとおりである。

(1) 学校教育環境のあり方について

① 小学校

町教育委員会の提言どおり、「小学校については複式学級にならない規模であれば、当面は統合を行わず、現在の学校の特性を生かしながら児童の教育に努める」ものとし、沼辺地区に村田二小を存続させるものとする。

ただし、施設の老朽化の現状を踏まえ、村田二小の施設整備のあり方については、中学校の方向性が確定するまでの間、現行施設が教育機能を十分に発揮できるよう、随時修繕等を行っていくものとする。

② 中学校

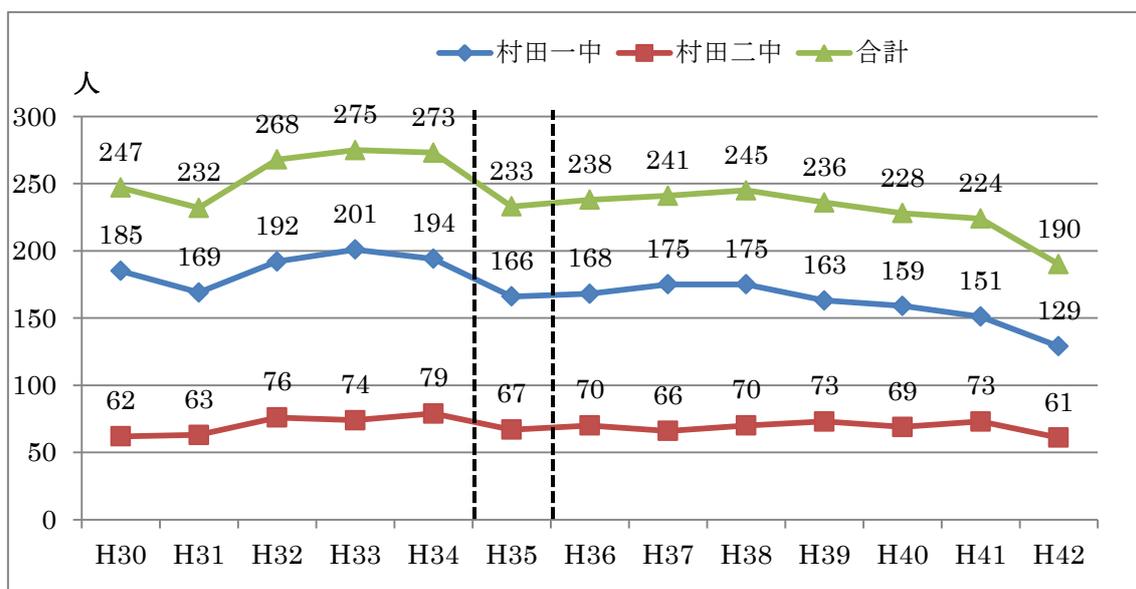
町教育委員会の提言によれば、「当面は統廃合を行わないで、教育に努める」とあるが、平成30年5月1日現在の「中学校生徒数の推移（見込み）」のデータ（**図1参照**）によれば、平成35年度において生徒数の大幅な減少（とりわけ、村田一中の生徒数が著しい減少傾向にある）が想定されることから、「当面」とあるのを「平成34年度まで」と読み替え、平成35年4月統合の実施に向けて、それに係る課題等をこの間より具体的に検討し、関係各位の理解を得るよう取り組むものとする。

その場合、財政的観点から、村田一中施設に村田二中を統合する場合は、当該村田二中施設を大規模改修し、村田二小の施設とし活用すべく準備を進める。

ただし、統合後において、1学級あたり35人を超える学級が認められる場合は、町の責務において、1学級あたりの生徒数の標準を定め、教員が生徒一人ひとりに寄り添った指導ができるよう配慮し、中学校期における人間形成に資するものとする。

中学校生徒数の推移（見込み）（図1）

（平成30年5月1日現在）



（2） 就学前児童の教育福祉施設のあり方について

① 幼稚園

これから先を考えて、園児数の減少に鑑み（表2参照）、村田幼稚園と沼辺幼稚園の統合が必要であると考えます。（表3参照）

園児数と定数の関係から、両幼稚園を現在の村田幼稚園施設に統合することが物理的に可能かどうか検討したところ、村田幼稚園の園児定数は、180人（30人×2クラス＝60人×3（3歳児～5歳児））であり、平成31年度以降、村田幼稚園と沼辺幼稚園の園児数を足しても、3歳児から5歳児までそれぞれ60人を超えず、定数内となることから、統合可能な状況となる。

しかしながら、統合にあたっての課題として、保護者の理解と地域住民の理解が必要であることから、園児送迎バスの導入が不可欠であり、また、沼辺地区の地理的状況等に配慮した乗降所の設定等が必要となる。統合の時期については、保護者への十分なる周知期間等を考慮し、平成32年4月としたい。

人口集計表（0歳児～5歳児）（表2）

年 齢	男	女	計	在宅か他施設
0歳児（H29.4.2～H30.4.1）	24	23	47	
1歳児（H28.4.2～H29.4.1）	37	33	70	
2歳児（H27.4.2～H28.4.1）	39	34	73	
3歳児（H26.4.2～H27.4.1）	37	44	81	10
4歳児（H25.4.2～H26.4.1）	31	43	74	7
5歳児（H24.4.2～H25.4.1）	34	47	81	3

幼稚園・保育所園児数の推移（見込み）（表3）

年 度	園（所）名	3歳児	4歳児	5歳児	計
H30	村田幼稚園	31	40	42	113
	沼辺幼稚園	18	12	14	44
	村田保育所	22	15	22	59
（仮）統合 H31	村田幼稚園	51	59	59	169
	村田保育所	22	22	15	59
（仮）統合 H32	村田幼稚園	48	51	59	158
	村田保育所	22	22	22	66
（仮）統合 H33	村田幼稚園	25	47	51	123
	村田保育所	22	22	22	66

② 保育所

認定子ども園について検討した。自治体が直接、認定こども園を設置・運営することは、国等の補助事業がないことから財政的に困難である。そこで、民間運営ではどうかを探ってみたところ、町村においては、認定こども園に取り組んでいる事例は少ない状況であり、また、全体的には民間設置の割合（84%）が高かった。（表4参照）

新たに認定こども園を設置するとなれば、村田町の現保育所の定員が90人、幼稚園の現行園児数が、概ね160人程度として、合計250人。それに保育所の待機児童を考慮して、300人程度の施設規模が必要となる。現実的に、直接町がこの規模の認定こども園を設置し、運営していくとなると現在の町財政の状況からみて、極めて困難である。

そこで、宮城県内の状況から、民間事業者による設置・運営の認定こども園を検討する必要が生じてくるが、町の今後の出生者数見込みや300人規模の

認定こども園施設の設置を一からスタートするとなると、よほど体力のある民間事業者でなければ引き受けが難しいことが想定される。

結論としては、認定こども園ではなく、待機児童の解消を優先的に考えて、現在の保育所を早急に民間に移行することがより現実的であると思われる。なお、民間に移行する場合は、保育所の設置場所は町内であることが前提となる。

前述したように、幼稚園の統合時期が平成32年4月を想定していることから、本年度からの2年間でもって、保育所の民間移行の実現を図って行く必要がある。

宮城県内認定こども園の状況 (表4) (平成30年4月1日現在)

	公 立	私 立		計
	地方自治体	学校法人	社会福祉法人等	
仙台市	0	13	3	16 (1)
仙台市以外の市	2	4	10	16 (9)
町 村	5	4	3	12 (7)
小 計	7	21	16	44 (17)
総 計	7	37		44 (17)

※ () 内の数字は、所在市町村数

③ 村田児童館・沼辺児童館・子育て支援センター

村田地区と沼辺地区が統一した教育福祉環境の下、村田町の児童を総合的にケアする施設としてどのような手法がベストなのか探ってみた。児童館設置条例に規定されている2つの児童館を条例改正のうえ、「(仮称)村田町児童館」として一本化し、その中で村田・沼辺留守家庭児童学級事業(学童保育)、子育て支援事業、児童館事業(学童保育以外)の3つを並列的に取り組むよう制度化すべきであるとの考えに至った。なお、この取り組みについては、早速平成31年度から、施行できるものとする。

一方、これら施設の今後のあり方については、当面、現村田児童館を「(仮称)村田町児童館」に再編するとともに、子育て支援のセンター的機能を果たすよう配慮するものとする。沼辺児童学級については、村田二小の移転までの間、統合後の沼辺幼稚園施設を活用するものとし、村田二小の移転とともに、当該施設を村田二小に併設するものとする。また、村田児童学級については、村田保育所の動向を見極めながら、現保育所を村田児童学級の施設として活用するものとする。なお、前段で述べたとおり、児童学級の施設を整備するにあたっては、子育て支援機能、学童保育機能等を複合的に配したものとなるよう工夫すべきと考える。

【学校教育環境等のあり方の検討の経過】

平成29年	1月24日	経営会議（※1）
	2月 2日	第1回経営会議に係るワーキング会議
	2月13日	第2回経営会議に係るワーキング会議
	2月23日	議会・全員協議会
	5月22日	第3回経営会議に係るワーキング会議
	6月 9日	経営会議
	7月10日	視察・栗原市教育委員会、涌谷町教育委員会
	7月19日	視察・名取市教育委員会
	8月 1日	第4回経営会議に係るワーキング会議
	8月 9日	経営会議
	8月31日	議会・全員協議会
	12月21日	第5回経営会議に係るワーキング会議
平成30年	2月 8日	経営会議
	2月26日	議会・全員協議会
	3月22日	第6回経営会議に係るワーキング会議
	4月17日	第7回経営会議に係るワーキング会議
	5月 7日	第8回経営会議に係るワーキング会議
	5月14日	経営会議
	5月22日	総合教育会議（※2）
	5月24日	議会・全員協議会

※1・経営会議

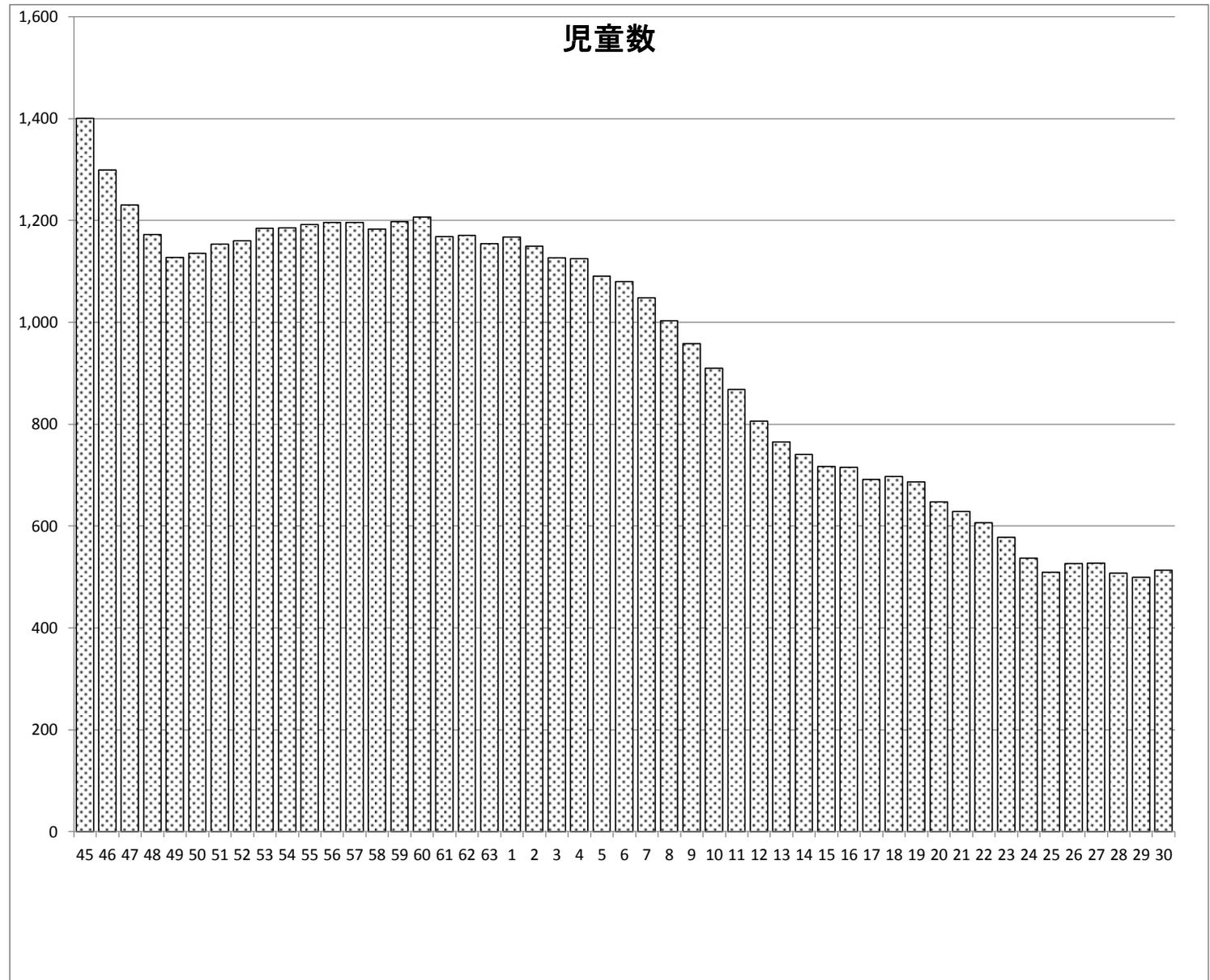
「村田町経営会議等の設置及び運営に関する規程」に基づき、町政の重要方針及び重要施策を審議することを目的に、町長が主宰する会議

※2・総合教育会議

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会と町長が協議・調整を行う場として、町長が主宰する会議

年度	児童数	学校数	学級数 ※1
45	1,400	5	46
46	1,299	5	43
47	1,230	5	44
48	1,172	5	43
49	1,127	5	40
50	1,135	5	40
51	1,153	5	40
52	1,160	5	42
53	1,184	5	43
54	1,185	5	45
55	1,192	5	45
56	1,196	5	47
57	1,196	5	47
58	1,183	5	45
59	1,197	5	44
60	1,206	5	43
61	1,168	5	43
62	1,170	5	44
63	1,154	5	44
1	1,167	5	45
2	1,149	5	46
3	1,126	5	45
4	1,125	5	44
5	1,090	5	42
6	1,080	5	41
7	1,048	5	41
8	1,003	5	38
9	958	5	39
10	910	5	38
11	868	5	38
12	806	5	38
13	765	5	35
14	740	5	34
15	717	5	32
16	715	5	32
17	691	5	31
18	697	5	30
19	686	5	30
20	647	5	28
21	628	5	28
22	606	5	28
23	578	2	20
24	537	2	18
25	509	2	18
26	526	2	19
27	527	2	19
28	507	2	18
29	499	2	18
30	513	2	18

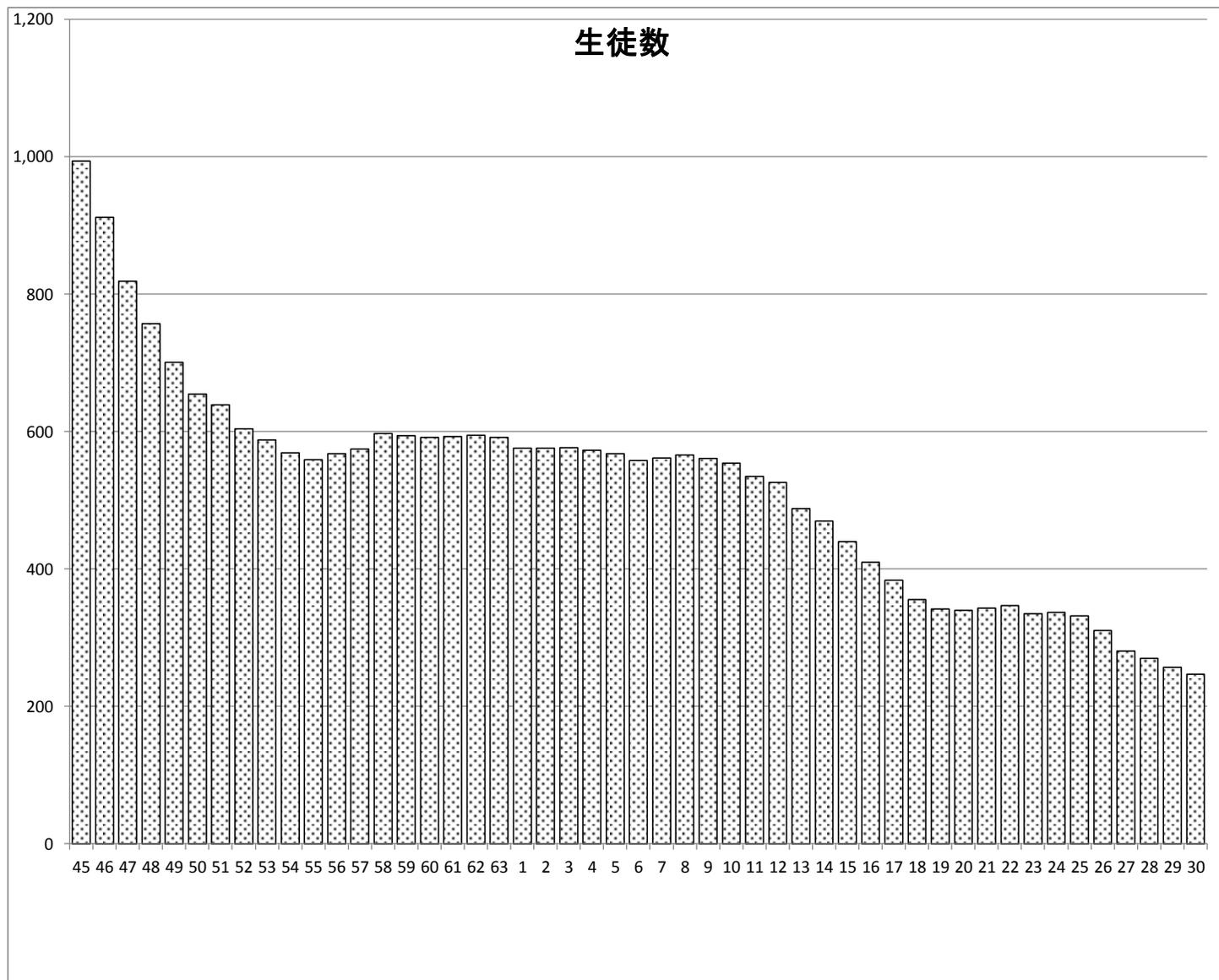
■村田町の小学校児童数の推移



※1 学校教育法第75条特別支援学級は除く

■村田町の中学校生徒数の推移

年度	生徒数	学校数	学級数 ※1
45	994	2	26
46	912	2	24
47	819	2	21
48	757	2	20
49	701	2	19
50	655	2	18
51	639	2	17
52	604	2	16
53	588	2	16
54	569	2	16
55	559	2	16
56	568	2	17
57	575	2	17
58	597	2	18
59	594	2	17
60	592	2	17
61	593	2	17
62	595	2	18
63	592	2	17
1	576	2	17
2	576	2	17
3	577	2	18
4	573	2	18
5	568	2	18
6	558	2	18
7	562	2	18
8	566	2	18
9	561	2	18
10	554	2	18
11	535	2	18
12	526	2	17
13	488	2	17
14	470	2	16
15	440	2	14
16	410	2	13
17	384	2	12
18	356	2	11
19	342	2	11
20	340	2	11
21	343	2	12
22	347	2	11
23	335	2	10
24	337	2	10
25	332	2	11
26	311	2	10
27	281	2	9
28	270	2	10
29	257	2	9
30	247	2	9



※1 学校教育法第75条特別支援学級は除く



村教総第 356 号
平成28年12月27日

村田町長 佐藤 英雄 殿

村田町教育委員会委員長 櫻 中 辰 則



村田町学校教育環境のあり方について（提言）

全国的な人口減少に伴う児童・生徒の減少が見込まれ、本町では平成23年度に小学校の統廃合を行ったところである。教育委員会では、さらなる減少による学校教育環境のあり方について検討してきたところであり、併せて、平成27年1月に文部科学省より「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が示され、児童・生徒の教育条件の改善を中心に据えて、小・中学校の教育環境について検討したところ、下記のような結論に達したので、提言いたします。

記

小学校については、複式学級にならない規模であれば、当面は統廃合を行わず、現在の学校の特性を生かしながら、児童の教育に努める。

中学校については、教科ごとに専門的な指導を行う教科担任制であることから、現状で統合することによる優位性が見られず、当面は統廃合を行わないで、生徒の教育に努める。

なお、当面は統廃合を行わないものの、本年4月に施行された「学校教育法等の一部を改正する法律」により、小中一貫教育を行う新たな学校の種類が制度化されたので、本町においても義務教育学校の選択肢も視野に入れた小中一貫教育の検討を進めていく必要があると考える。

（添付資料）

「児童・生徒数、学級数及び教職員数の将来推計」

「小中一貫教育を行う義務教育学校の制度概要」